

## 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令案の概要

### 1. 趣旨

昨今、一部の事業者においてばい煙量等の測定結果を改ざんする等の不適正事案が発生していることなどから、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 31 号）が平成 22 年 5 月 10 日に公布され、大気汚染防止法（以下「法」という。）について以下の事項等が改正された。

- （1）ばい煙排出者に対し、ばい煙量等の測定、記録に加え、その記録の保存を義務付け（法第 16 条）
- （2）測定結果の記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対する罰則を創設（法新第 35 第 3 号）

これを受け、ばい煙量等の測定方法、測定頻度等を定めている大気汚染防止法施行規則（以下「施行規則」という。）第 15 条等を改正し、測定項目等の整理を行うこととする。

### 2. 改正案の概要

施行規則第 15 条等について以下のとおり改正する。

- （1）ばい煙排出者は、法第 3 条の排出基準又は法第 5 条の 2 の総量規制基準の適用を受けるばい煙発生施設から排出される当該規制基準の適用を受けるばい煙について測定することとする旨を明確化する。
- （2）計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条の登録を受けた者が行う計量証明により、様式第 7 に記載すべき事項と同様の事項の証明がなされた場合は、その証明書の記録をもって、様式第 7 の記録に代えることができる。
- （3）施行規則第 15 条第 2 号による硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有量の測定については、義務付けの対象外とする。
- （4）その他技術的な修正を行う。

### 3. 施行日

平成 23 年 4 月 1 日から施行（予定）